

なりた エコ ニュース

キッチンから 地球への思いやり

最近テレビなどで、食材を無駄なく使い、電子レンジなどを活用して時間やエネルギーを節約するといったエコ調理法をよく目にします。

今回はその一例として、余熱を利用した調理法を紹介します。



○乾めんのそば、うどん、パスタなど

- 1.厚手の鍋を使い、お湯が沸騰したら乾めんを入れ、さらに1分ほど加熱を続ける
- 2.加熱を止め、鍋のふたを開けずに通常ゆでる時間と同じ時間そのままにしておけばゆで上がり
これはゆで卵にも応用できます。2分ほどの沸騰後、半熟は10分、固ゆでは20分が目安です。

○煮物、カレーなど(煮込み時間が2時間程度までのもの)

- 1.下ごしらえをした材料や調味料などを鍋で煮始め、沸騰したら3分ほど加熱を続ける
- 2.加熱を止め、鍋のふたを開けずにタオルでぐるぐる巻きにするか、発泡スチロールの箱に入れ密閉する
- 3.通常煮込む時間と同じ時間そのままにする
- 4.タオルや発泡スチロールから取り出し、必要に応じて加熱したり、味を調べれば出来上がり

調理器具などにより目安の時間は前後するので、各家庭で工夫してみましょう。

マイバッグを使用することや過剰包装を断ること、「ちょうど良い量を買う・作る」「地元産の旬の食材を買う」といった行動とも合わせ、キッチンからできる地球への思いやりを皆さんも実践してみませんか。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

消費生活 相談

Q&A

～未成年者の契約～ 取り消せますか!?

Q 18歳の息子(大学生)が、高額バイクを購入する契約をしました。契約後に話を聞かされましたが、息子が支払えない高額契約に賛成できません。息子と相談して、契約の取り消しを申し出ることにしましたが、できるでしょうか。

A 未成年者は、一般的に社会経験が浅く、利害を判断する知識や能力もまだ十分とは言えません。そこで、民法では未成年者を保護するために、未成年者が法定代理人(通常は親権者である父母)の同意を得ないでした契約を取り消すことができるとしています。

以下のケースに当たらなければ、このバイクの購入契約は取り消しができると考えられます。販売店に、未成年者による契約を取り消す旨の文書を送りましょう。

未成年者による契約の取り消しができないケース

- 小遣いとして渡されたお金の範囲内での契約
- 法定代理人が営業許可をしている場合で、その営業に関する契約

- 法律上の婚姻をしている未成年者による契約
- 詐術を用いた契約(自分は成人である、法定代理人の同意を得ているなどと積極的に相手をだまして契約した場合)
- 成年になった後に代金の支払いをした場合

未成年者による契約を取り消すことができるのは、未成年者が成人に達してから5年以内です。

契約が取り消されると、代金支払い債務は消滅し、既払い金があれば返金を請求できます。商品を受け取ってあれば返還する義務がありますが、使用・消費していても現存している状態・範囲で返せばいいことになっています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

